

# 短期大学部支部（丁酉会）会則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 雪嶺会短期大学部支部（丁酉会）（以下「本支部」という。）は、本支部会員相互の親睦を厚くし、文化的、社会的向上を図るとともに、学校法人北海道科学大学の発展に寄与するため、雪嶺会本部（以下「本部」という。）との連携を密にして幅広い活動を行うことを目的とする。

## 第2章 組織

### （構成員）

第2条 本支部は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 北海道科大学短期大学部・北海道自動車短期大学の卒業生
- (2) 支部長が必要と認めたもの

## 第3章 事業

### （事業）

第3条 本支部は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦会や情報交換会
- (2) 本部事業への協力
- (3) その他本支部の目的達成のために必要な行事および事業

## 第4章 役員

### （役員）

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 幹事 10名以内

### （役員の選任および任期）

第5条 役員は、会員の中から支部総会において選出する。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （役員の職務権限）

第6条 支部長は、本支部を代表して会務を総理し、支部総会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本支部の会計を監査するほか、支部総会に出席することができる。ただし、決議に加わらない。
- 4 幹事は、支部長および副支部長を補佐し、会務執行の大綱を協議する。

## 第5章 会議

### （支部総会）

第7条 本支部の最高議決機関として、支部総会を置く。

- 2 支部総会は、2年に1回以上開催することとし、支部長が召集する。
- 3 支部総会は出席者数をもって成立する。
- 4 支部総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

5 支部総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、収支予算、収支決算の審議
- (2) 会則の変更
- (3) 役員の選出
- (4) その他、本支部の運営上重要な事項

6 臨時支部総会は、次の場合に開催することとし、支部長が召集する。

- (1) 監事が必要と認めたとき
- (2) 会員数の 10 分の 1 以上から、会議に付すべき事項を示して開催の要求があったとき

## 第 6 章 会計

(本支部の運営財源)

第 8 条 本支部の運営財源は、当面の間、丁酉会（北海道大学短期大学部同窓会・北海道自動車短期大学同窓会）の資金（2021 年度決算時の繰越金及び事業積立金）とする。

(会計年度)

第 9 条 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 10 条 監事は、会計処理が常に適正に行われているか、隨時、監査を行うものとする。

2 監事は、支部総会において監査の結果を報告しなければならない。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 11 条 本支部に事務局を置く。

- 2 事務局は事務局長および会計をもって構成する。
- 3 事務局長および会計は幹事の中から支部長が選任する。
- 4 事務局は支部長の指示を受け、会務に関する事項を処理する。

## 第 8 章 雜則

(身上変更等)

第 12 条 会員は、住所、身分等身上に異動を生じたときは、事務局に届け出るものとする。

(会則の改廃)

第 13 条 本会則を改定するときは、支部総会の議を経なければならない。

(その他)

第 14 条 本会則の運用細部については、支部総会の議を経て別に定める。

## 付則

1. 本会則は、2022 年 5 月 14 日より施行する（2022 年 4 月 1 日に遡及して適用）。